

12月3日(日)～9日(土)は障害者週間

問・障害福祉課 ☎(582)1168 FAX(581)0203
・商工観光課 ☎・有(582)1131 FAX(582)6947

障害のある人がさまざまな活動に積極的に参加する意欲を高めるとともに、一人ひとりが障害福祉について関心と理解を深めるための期間です。

ひとりで悩まず、まずは相談を

障害のある人や家族を対象に相談を受け付けています。
気軽に相談してください。

相談の例

- ・毎日の暮らしのなかでの困りごとを相談したい
- ・福祉サービスを利用したい、どのようなサービスがあるのか教えてほしい
- ・一人暮らしをしてみたい、サポートしてもらいたい など

時平日午前9時～午後5時30分
(年末年始を除く)

他駐車場はありません

所・岡守山・栗東障害者相談支援センター
みらいく(梅田町2-1 セルバ守山 2階)
☎(584)5900 FAX(584)5876
✉milaiku2016@sweet.ocn.ne.jp



障害のある人の就労を支援しています

従業員が一定数以上の規模の事業主には、法定雇用率(法律で定められた割合)以上の障害者を雇用する義務があります。現在の民間企業の法定雇用率は2.3%ですが、令和6年4月以降、段階的に引き上げられます。

誰もが職業を通じて社会参加できる「共生社会」実現のため、市では、「障害者就職フェア」の開催や、就労相談などを実施しています。

障害者就職フェアでは、面接会・仕事内容の説明会や、企業向けの障害者雇用に関する支援制度・事例紹介セミナーを開いています。



障害のある人とない人がお互いに尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指して

障害について知らないために、結果的に障害のある人に不自由や不快な思いをさせてしまうことがあります。障害を理解し、日常生活の中で配慮や工夫をすることで、障害のある人の社会参加の機会が広がります。私たちにできることを考えてみましょう。

障害について理解を深めましょう

- ・障害は、誰にでも生じ得る身近なものです。
- ・聴覚障害や心臓・腎臓などの内部障害、精神障害や発達障害など、外見ではわからない障害もあります。
- ・不自由はありますが、周囲の配慮などがあればできることが多くあります。

日常生活や社会生活の中で配慮や工夫をしましょう

- ・困ってそうな人には「何かお困りですか」と声をかけて、自分にできるお手伝いをしましょう。
- ・「障害があるから」と決めつけず、その人のできることを一緒に考えてみましょう。